

庁名 水戸地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8					10	5	5		5	5	6000円	郵便料を電子納付にする場合も郵便切手合計額と同額	
民事調停	民事調停	2						16	4			15	2950円	同上	
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)						1						110円	1～5筆 50万円、6～10筆 80万円、11筆以上 100万円。事案によりさらに加算あり。	
	担保不動産競売申立て (管内支部に申し立てる場合)						1						110円	1～5筆 50万円、6～10筆 80万円、11筆以上 100万円。事案によりさらに加算あり。	
	強制競売申立て						1						110円	1～5筆 50万円、6～10筆 80万円、11筆以上 100万円。事案によりさらに加算あり。	
	担保不動産収益執行申立て												0円		
	形式的競売申立て						1						110円	1～5筆 50万円、6～10筆 80万円、11筆以上 100万円。事案によりさらに加算あり。	
	自動車競売申立て						1						110円	10万円～	
	債務名義に基づく債権差押え	5					9		5		8		3900円		陳述催告申立てありの場合
	養育費等に基づく債権差押え	5					9		5		8		3900円		陳述催告申立てありの場合
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え												0円		
	財産開示	8					10	5	5		5	5	6000円		
保全	情報取得						1						110円	5000円+4000円×第三者の数	預貯金等の場合
	債権仮差押	7					6		2			6	4320円		債務者、第三債務者各1名、陳述催告ありの場合
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6					5		2			4	3690円		
保護命令	不動産仮処分(占有移転禁止)	4					4						2440円		債務者の使用を許す場合かつ債務者1名の場合
保護命令	保護命令	2		2			6		5		5		2610円		
労働審判	労働審判	4					7	6	3		7		3660円	郵便料を電子納付にする場合も郵便切手合計額と同額	